

入 札 公 告

次のとおり、一般競争入札（以下「入札」という。）を行うので公告する。

1. 入札に付する事項（件名）

香川県農業共済組合事務所照明器具更新工事

2. 工事の内容

詳細は、別紙「工事仕様書」「事務所平面図及び機器内訳表」のとおり

3. 工事場所

香川県高松市三名町東原 5－6

香川県農業共済組合 高松支所

香川県観音寺市本大町本村道東 1378-3

香川県農業共済組合 三豊支所、三豊家畜診療所

4. 工期

令和 9 年 2 月 28 日（日）まで

5. 入札の参加資格

- ①別紙、香川県農業共済組合入札手順等について（入札心得）の内容を順守できる者
- ②当該競争入札に係る契約を締結する能力を有しない者又は破産者で復権を得ない者でないこと
- ③香川県内に本店または入札・契約締結権限を委任されている支店等がある事業者

6. 入札申込書提出期限

令和 8 年 10 月 13 日（火）午後 5 時まで

NOSA I 香川ホームページに掲載している「入札申込書」を提出するものとする。
メール及びファックスでも受け付けるが、原本についても送信後速やかに持参又は郵送により提出すること。

7. 入札（開札）方法、日時等

日時：令和 8 年 10 月 20 日（火）午前 10 時より

場所：香川県高松市三名町東原 5－6 香川県農業共済組合 三階会議室

予定価格の範囲内で同じ入札価格を提示した者が 2 人以上あるときは、くじによって落札者を決定する。入札価格が予定価格を超える場合は、当日、再度入札する。

8. 本件に関するお問い合わせ先（申込書送付先）

〒761-8083 香川県高松市三名町東原 5－6

香川県農業共済組合 総務部総務課 （TEL087-888-2121 FAX087-888-3031）

E-mail:soumu@nosai-kagawa.jp

令和 8 年 9 月 28 日
香川県農業共済組合
組合長理事 近藤賢司

工事仕様書

工事の概要

- | | |
|------------|---|
| 1. 工 事 名 | 香川県農業共済組合事務所照明器具更新工事 |
| 2. 工 事 場 所 | 香川県高松市三名町東原 5 - 6
香川県農業共済組合 高松支所
香川県観音寺市本大町本村道東 1378-3
香川県農業共済組合 三豊支所、三豊家畜診療所 |
| 3. 工 事 概 要 | 香川県農業共済組合事務所照明器具更新工事 |
| 4. 工 期 | 令和 9 年 2 月 28 日（日）まで |
| 5. 現 地 確 認 | 受注者は、事前に発注者へ連絡の上、施工前に必ず現地の下見を行い、施工箇所の状況及び必要となる部品の種類・数量を確認すること。 |
| 6. 支 払 条 件 | 契約時に協議の上、決定する。
入札保証金なし
契約保証金なし
前金払 なし、部分払 なし |
| 7. 参 考 書 類 | 事務所平面図及び機器内訳表 |
| 8. 追 記 事 項 | 請負業者は、契約後次の書類を 2 部提出すること
・現場代理人届
・現場代理人経歴書
・現場監理技術者届
・現場監理技術者経歴書
・工事工程表
・工事費内訳明細書
・下請予定者名簿
・使用材料リスト
・その他発注者の指示する事項

竣工時に提出する書類。
・完成写真
・工事写真
・部分竣工図
・各工事の施工要領書
・その他発注者の指示する事項
(A 4 のバインダーに整理して 2 部提出)

その他
・製品については、機器内訳表に記載された製品又はこれと同等以上の品質・性能を有する製品を使用すること。
・工事期間中も既存部分を使用するため、業務等に支障を来たさないよう十分注意の上、工事を行うこと。 |

入 札 申 込 書

令和 年 月 日

香川県農業共済組合長 殿

住 所

商号又は名称

代 表 者 氏 名

印

件名： 香川県農業共済組合事務所照明器具更新工事

上記件名の入札について参加を申し込みます。

なお、「入札公告」の参加資格を有すること及び「香川県農業共済組合入札手順等について（入札心得）」に基づき、申し出た内容については事実と相違ないこと並びに本件に係る関係資料によって得た情報を第三者に対し開示・漏えいしないことを誓約します。

連絡先

部 署	
氏 名	
電 話	
F A X	
メールアドレス	

香川県農業共済組合入札手順等について（入札心得）

（平成29年5月9日 制定）

（平成30年7月10日 改定）

（平成31年3月11日 改定）

（令和元年10月1日 改定）

1 入札の一般注意

- （1）入札者は、入札公告、入札説明書、仕様書等の契約担当者が示す書類（以下「入札関係書類」という。）を熟知するとともに、別紙の暴力団排除に関する誓約事項を承諾の上、入札しなければならない。
- （2）入札者は、原則として、香川県農業共済組合（以下「組合」という。）が定めた様式により入札書を作成し、入札関係書類に示した日時及び方法において入札を行うこと。
- （3）入札を辞退する場合は、入札辞退届を提出すること。
- （4）代理人が入札する場合は、入札前に委任状を提出すること。
- （5）入札者は他の入札者の代理人となってはならない。
- （6）入札者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律等に抵触する行為を行ってはならない。
- （7）入札参加者は、入札に当たっては、競争を制限する目的で他の入札参加者と入札価格又は入札意思についていかなる相談も行わず、独自に入札価格を定めなければならない。
- （8）入札に際し、不正の行為があると認めたときは、その者の入札を拒絶することがある。

2 入札書についての注意

- （1）入札書は1件ごとに別紙とすること。
- （2）入札は1件につき1業者1通とすること。
- （3）入札者の住所氏名欄は、法人にあっては法人の住所及び法人名並びに代表者名を記入し、代表者印を押印すること。また、代理人による入札の場合は、併せてその下段に代理人の氏名を記入し、代理人の印（委任状で届けた印鑑）を押印すること。
- （4）入札金額はアラビア数字で記入すること。
- （5）入札金額は訂正しないこと。
- （6）既に提出した入札書の書換え、引換え又は撤回はできない。

3 開札

開札は、入札者が立ち会わないときは、当該入札事務に関係のない職員を立ち会わせるものとする。

4 落札者決定の方法

- （1）予定価格の制限の範囲内で、最低価格でもって有効な入札を行った者を落札者とする。ただし、最低制限価格の設定がある場合及び総合評価入札の場合は、これ以外の者を落札者とする可能性がある。
- （2）落札となるべき同額の入札者が2人以上あるときは、くじによって落札者を決定する。

- (3) 入札価格が予定価格を超える場合は、再度入札することとし（郵便型入札は一度のみ）、再度入札に付しても、なお、予定価格を超える場合は、随意契約により予定価格の範囲内で契約することがある。

5 入札書に記載する金額

消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を記載すること。

ただし、入札関係書類に特記のある場合は、この限りでない。

6 契約金額

入札書に記載される金額に当該金額の100分の10に相当する金額を加算した金額とする。

なお、当該金額に1円未満の端数があるときは、単価契約を除き、その端数金額を切り捨てるものとし、当該金額を切り捨てた後に得られる金額をもって申し込みがあったものとする。

ただし、入札関係書類に特記のある場合は、この限りでない。

7 その他

(1) 無効入札

次のいずれかに該当する場合における入札は無効とする。

- ① 入札者が連合して入札したと認められる場合
- ② 入札に際し不正の行為があった場合
- ③ 入札者又はその代理人が同一の入札について2以上の入札をした場合
- ④ 入札保証金の納付を必要とする場合で入札保証金の納付がないとき、又は不足する場合
- ⑤ 入札書に氏名その他重要な文字が誤脱し、又は不明である場合
- ⑥ 入札書の金額を訂正した場合
- ⑦ 前各号に掲げるもののほか、入札者が契約担当者のあらかじめ指定した事項に違反した場合

(2) 入札又は開札の取り消し又は延期

天災その他やむを得ない事由がある場合又は入札に関し不正行為がある等により明らかに競争の実効がないと認められ、若しくはそのおそれがあると認められる場合は、入札又は開札を取り消し、又は延期することがある。この場合、入札又は開札の取消し又は延期による損害は、入札者の負担とする。

(3) 契約の締結

落札者は、組合が指定する日までに契約を締結しなければならないが、この期間内に落札者の責めに帰すべき事由により締結しないときは、その落札は、無効とする。ただし、契約書を郵送する場合その他やむを得ない事由がある場合は、この期間を延長することがある。

物品購入の場合においては、発注書、申込書等を契約に代えることができる。

(4) 予約完結権の譲渡禁止

落札決定者は、落札決定後契約締結までの間において、予約完結権を第三者に譲渡してはならない。

別紙

暴力団排除に関する誓約事項

香川県農業共済組合に係る入札への参加、契約の履行に当たっては、関係諸規程並びに担当職員の指示事項を遵守し、決して不正の行為をしないことを誓約します。

また、当社(個人の場合にあっては私、団体の場合にあっては当団体)は、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第32条第1項各号に掲げる者ではないことを誓約します。

この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

以上のことについて、入札書の提出をもって誓約します。

(参考)

暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)(抜粋)

(定義)

第2条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 暴力的不法行為等別表に掲げる罪のうち国家公安委員会規則で定めるものにあたる違法な行為をいう。
- (2) 暴力団その団体の構成員(その団体の構成団体の構成員を含む。)が集団的に又は常習的に暴力的不法行為等を行うことを助長するおそれがある団体をいう。
- (3) 指定暴力団次条の規定により指定された暴力団をいう。
- (4) ・(5) 略
- (6) 暴力団員暴力団の構成員をいう。
- (7) ・(8) 略

(国及び地方公共団体の責務)

第32条 国及び地方公共団体は、次に掲げる者をその行う売買等の契約に係る入札に参加させないようにするための措置を講ずるものとする。

- (1) 指定暴力団員
- (2) 指定暴力団員と生計を一にする配偶者(婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。)
- (3) 法人その他の団体であつて、指定暴力団員がその役員となっているもの
- (4) 指定暴力団員が出資、融資、取引その他の関係を通じてその事業活動に支配的な影響力を有する者(前号に該当するものを除く。)

2～4 略

(事業者の責務)

第32条の2 事業者は、不当要求による被害を防止するために必要な第14条第1項に規定する措置を講ずるよう努めるほか、その事業活動を通じて暴力団員に不当な利益を得させることがないよう努めなければならない。